

正 誤		
ページ	段 行	誤 正
令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布農 林水産省令第十六号（土地改良法等の一部を改正 する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する 省令）		
（原稿誤り）		
四二四	改正後欄 第一号 終りから 四	の二 第一号
令和七年四月一日（号外特第十号）農林水産省 告示第五百十七号（昭和四十七年農林省告示第二 千二百三十一号等の一部を改正する告示）		
（原稿誤り）		
一九七	第六条 改正後欄 終りから 五	
”	改正前欄 四	（一） （五） （一） （二）
令和六年六月二十八日（号外第百五十六号）公 布国土交通省令第六十八号（脱炭素社会の実現に 資するための建築物のエネルギー消費性能の向上 に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴 う国土交通省関係省令の整備等に関する省令）		
（原稿誤り）		
一一七	改正後欄 若しくは構造 終りから 一九	若しくは構造
令和七年一月二十九日（号外第十七号）国土交 通省告示第五十三号（建築物の定期調査報告にお ける調査及び定期点検における点検の項目、方法 及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件 等の一部を改正する告示）		
（原稿誤り）		
一七	改正後欄 雨水の侵入等 終りから 一三	雨水の侵入等

正 誤

令和六年三月三十日（号外特第二十八号）公布
内閣府令第四十七号（子ども・子育て支援法施行
規則の一部を改正する内閣府令）

（原稿誤り）

二一三ページ改正後欄終りから四行目の前に次
を加える。

目次

〔第一章・第一章の二 略〕

第一章の三 〔略〕

第一節 〔略〕

第二節 施設等利用費の支給（第二十八条の
十五―二十八条の二十一）

〔第二章〳第六章 略〕

附則

同ページ改正前欄終りから四行目の前に次を加
える。

目次

〔第一章・第一章の二 同上〕

第一章の三 〔同上〕

第一節 〔同上〕

第二節 施設等利用費の支給（第二十八条の
十五―二十八条の十九）

〔第二章〳第六章 同上〕

附則

ページ 段 行 誤 正

令和六年六月二十八日（号外第五百十六号）公
布国土交通省令第六十八号（脱炭素社会の実現に
資するための建築物のエネルギー消費性能の向上
に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴
う国土交通省関係省令の整備等に関する省令）
（原稿誤り）

一〇二 改正前欄 漏れ

二〇

一四八ページ改正後欄一二行目の次に次を加え
る。

（補）

一四八 改正前欄 誤に（生）を部分（生）を部分

一一

令和六年三月十九日国土交通省告示第百八十七
号（砂防法第二条の土地を指定する件）
（原稿誤り）

六三

終りから

一〇四六秒五九二五四九秒八三七九
〃〃〃 九四四秒二二二五四四秒二四七九